



平成 29 年 11 月 13 日

大田区長
松原忠義様

大田区特別職報酬等審議会
会長 小原 洪 

大田区特別職報酬等の額について（答申）

平成 29 年 11 月 9 日付け 29 総総発第 11564 号により本審議会に意見を求められた件について、別紙のとおり答申いたします。



大田区特別職報酬等審議会

会長 小原 洪一

委員 浅野 健

委員 上田 孝二郎

委員 齊藤 政二

委員 土屋 幸雄

委員 中島 寿美

委員 西山 きみ

委員 平石 昭夫

委員 平澤 久男

委員 舟久保 利明

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成 29 年 11 月 9 日、大田区特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、区長より、議会の議員の議員報酬の額並びに区長・副区長及び教育長の給料の額（以下「特別職報酬等」という。）について諮詢を受けた。

本審議会は、各委員が区民の代表としての自覚と責任において、その信頼に応えるべく、公平かつ不偏の立場に立ち、慎重に審議を重ねた。

審議にあたっては、本年の特別区人事委員会勧告、これまでの経過、区政を取り巻く社会経済情勢の動向、他区との均衡などを考慮し、広範な視点から検討を行った結果、次の結論を得た。

2 特別職報酬等の額の現状とこれまでの経過について

本区の特別職報酬等は、過去において、一般職員の給料についての特別区人事委員会勧告を踏まえ改定してきた経過がある。現在の額は、平成 28 年 11 月 11 日の答申に基づき改定されたものである。

現時点（平成 29 年 7 月 1 日現在）において、特別職報酬等の額を他区と比較すると、区長は第 6 位、副区長は第 6 位、教育長は第 17 位、議長は第 4 位、副議長は第 14 位、委員長は第 8 位、副委員長は第 9 位、議員は第 8 位となっている。

本審議会では、適正な特別職報酬等の額を検討するために、他区との比較、各役職間の均衡も重要な要素であるとして審議を行ってきたところである。

3 本年の特別職報酬等の改定の考え方

(1) 本年の特別区人事委員会勧告（以下「本勧告」という。）の主な内容は、次のとおりとなっている。

① 職員給与が民間給与を下回っていることから、公民較差(526円、0.13%)を解消するため給料表の引上げ改定を行うこと

② 期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合の公民較差(0.12月)を解消するため、年間支給月数について0.10月引上げ改定を行うこと

なお、一般職員の給与改定は、職員団体等との交渉を経て、本勧告の通り実施される見込みである。

(2) 内閣府による10月の月例経済報告では、日本経済の基調判断について、「景気は、緩やかな回復基調が続いている」とする一方で、その先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としており、引き続き警戒感を示している。

(3) 区財政は、現状においては財政の健全性を維持している。しかしながら、歳入においては特別区税の微増が期待できるものの、法人住民税の一部国税化等により、一般財源の大幅な増は期待できない状況である。

歳出においては、待機児童対策、高齢社会への備え、老朽化した公共施設の機能更新等、取り組むべき課題が山積しており、今後予想される膨大な財政需要を勘案すると、決して財政余力があるとは言えない状況であり、区と区民生活を取り巻く経済環境の先行きは、依然として不透明な状況である。こうした状況においても、区は、区民生活に安心をもたらす各種施策、大田区の未来に向けたまちづくりなど、安定的、継続的に行政サービスを提供していくことが

極めて重要である。

(4) こうした中、区長及びこれを支える副区長、教育長は、区民の負託に応えるべく、広範な見識に基づく適時的確な判断を積み重ねていくことが求められている。この一時たりとも立ち止まることが許されることのない職責は、極めて重大かつ困難なものであり、厳肅なものといわざるをえない。

また、区議会議員においても、区民福祉の増進を具現化するため、複雑かつ多様化する区民ニーズを的確に把握し、各種政策形成に反映させると共に執行機関をチェックしなければならない。区議会議員が、区民の代表者として担う責任と役割は、ますます重要なものとなっている。

(5) 「新教育長の給料」について

国が実施する地方教育行政制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月から施行され、教育委員会を代表する教育委員長と、事務局を代表する教育長を一本化した新教育長が設置されることとなり、その任命は、首長が議会の同意を得て直接行うこととなった。

これにより、新教育長の役割と職責は、より一層重いものになると考えられ、教育行政における責任の所在や、新教育長の任命責任が明確化されるとともに、教育委員への情報提供や会議招集の判断の迅速化により、教育委員会の活性化などを図るとされている。

本区においても、12月に現教育長の任期が満了となり、「新教育長」が誕生する。昨年の答申では、新教育長の給料については「今後、新教育長の職務と職責の状況、他区の状況及び社会情勢等の動向から、見直しが必要と判断される場合に検討する」としたところである。

本年、他区の全体の状況が判明したところであり、新制度に移行した区内

13 区が加算措置を取っている。根拠として、11 区が教育委員長と教育委員の報酬の差額を新教育長としての職務・職責に見合った「職務加算分」として評価し、加算している。本区の区立小・中学校数・学級数・生徒数は 23 区中 5 位と上位であるが、教育長の給料月額が 23 区中 17 位と下位である。本審議会は、これらの状況を鑑み、新教育長の給料については、その役割と職責の重要性も考慮したうえで改定することが妥当であると判断した。

(6) 特別職報酬等の額は、それぞれの役職の職務と職責に相応した額とすることが必要である。これに加えて、一般職員の給与改定状況及び他区の特別職報酬等の状況並びに社会経済情勢等を総合的に勘案のうえ、区民の理解と納得が得られる適正な額とするべきである。

よって、本審議会は、これまでに述べた事項に基づき総合的に考慮し、特別職報酬等の額について、本勧告による一般職員に対する月例給の改定率を準用することにより増額するとの判断に至った。

新教育長は、現在の教育長と教育委員長が一本化されることに伴い、教育委員会の代表者として、会務の總理、事務局の指揮監督など、教育行政に関して大きな権限と責任を有し、今までの教育長と比べ、一層重い職責と役割を担うことになる。給料の額は、本勧告による一般職員に対する月例給の改定率を準用することにより増額する金額に加え、現行の教育委員長と教育委員の報酬月額の差が、教育委員長の役割と職責に見合う額であると評価し、現行の教育長の給料に教育委員長と教育委員の報酬月額の差額である 50,000 円を「職責加算分」として加えることが適当であると判断するに至った。

4 本年の特別職報酬等の改定額について

本審議会は、特別職報酬等を次のとおりとする。

(1) 区長等の給料月額

区 長	1, 161, 500 円	(現行 1,160,000 円)	+1,500 円)
副 区 長	932, 200 円	(現行 931,000 円)	+1,200 円)
教 育 長	834, 000 円	(現行 783,000 円)	+51,000 円)

(2) 区議会議員の報酬月額

議 長	934, 200 円	(現行 933,000 円)	+1,200 円)
副 議 長	788, 000 円	(現行 787,000 円)	+1,000 円)
委 員 長	661, 800 円	(現行 661,000 円)	+800 円)
副委員長	634, 800 円	(現行 634,000 円)	+800 円)
議 員	615, 800 円	(現行 615,000 円)	+800 円)

5 改定の実施時期について

特別職報酬等の改定の実施時期については、従来からの改定実施の経過等を考慮した結果、本答申後、速やかに実施することが適当である。

6 その他

本審議会の審議項目には、期末手当は含まれていない。しかし、期末手当は、特別職報酬等の額を決定するにあたって関連性を有することから、本審議会において参考事項として意見交換を行った。

期末手当については、一般職員について年間支給月数を 0.1 月引き上げることから、一般職員の引き上げ幅に基づき、次のとおりとすることが適当であるというのが参考としての意見である。

(1) 区長・副区長・教育長の期末手当の支給月数

3. 7 1月 (現行 3. 6 3月 + 0. 0 8月)

(2) 区議会議員の期末手当の支給月数

3. 9 3月 (現行 3. 8 5月 + 0. 0 8月)

7 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、特別職報酬等の適正な額について、以上のとおり答申する。特別職の各位におかれでは、厳しい行財政運営に直面する中においても、社会経済の状況変化によって新たに生ずる区民ニーズに対しても的確かつ迅速に応え、区の目指す将来像の実現に向け着実に取り組まれたい。

地域に暮らす区民一人ひとりの日々の生活と明るい未来をしっかりと支える効率的な区政運営と円滑な議会運営を引き続き展開されることを、この機に改めて強く要望するものである。

本答申は、慎重に審議を重ねた結果であり、関係条例の改正にあたっては、十分に尊重されたい。